平成２７年（フ）第４９２０号
大阪府東大阪市河内町５番７号　瓢箪山第２大発マンション704号
債務者　山崎よしの
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３３号
大阪市平野区長吉長原東３丁目２番61―605号、前住所大阪府八尾市太田８丁目77番地の１ボヌールメゾン101号
債務者　工藤千恵子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０１２号
大阪府東大阪市柏田本町13番17号マンション川端402号
債務者　柿本　清己
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５２号
大阪市平野区瓜破２丁目２番３―605号
債務者　小澤真佐志
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５６号
大阪府摂津市千里丘東２丁目15番33―104号
債務者　後藤　政美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５７号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目23番１号　第２グリーンハイツ　205、前住所大阪府東大阪市御厨４丁目１番９号　グランコートヒグチ　101号室
債務者　池田　智哉
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２号
函館市八幡町２番３号　レジデンス八幡　Ｂ号室
債務者　佐藤キヨ子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月11日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３２７号
函館市本通１丁目26番13号
債務者　原　　新一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月11日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２０号
釧路市鳥取大通４丁目10番２号
債務者　小林　榮子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８８４号
千葉市美浜区高浜４丁目２番９棟403号
債務者　大賀　慎也
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８５号
千葉県市原市姉崎907番地８　グリーンビレッジ姉ヶ崎507号
債務者　馬立　孝夫
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８６号
千葉県市原市姉崎907番地８　グリーンビレッジ姉ヶ崎507号
債務者　馬立　三枝（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７７号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目９番地
債務者　松野　京一
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５４号
滋賀県彦根市蓮台寺町50番地17（２Ｂ号）
債務者　稲野　善之
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３５６号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目18番地　久場川市営住宅８―905
債務者　新垣ともみ
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５８号
沖縄県豊見城市字嘉数198番地
債務者　田中　博生
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５９号
沖縄県豊見城市字嘉数198番地
債務者　田中　　泉
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部